

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月九日

広島県収用委員会

一 起業者

国土交通大臣

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三四一号宇品観音線（広島県広島市中区光南三丁目並びに中区江波東二丁目、江波本町、江波二本松一丁目及び江波西二丁目並びに西区観音新町三丁目及び観音新町四丁目地内）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（ m^2 ）
		公簿	現況	公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）	
広島市中区江波二本松一丁目	一一五五番二二四	宅地	宅地	七一・四一	七一・四二	七一・四二

四 土地所有者の氏名及び住所

古川 月江 広島県広島市中区江波二本松一丁目六番五号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十四年一月三十一日